笠間市一般廃棄物処理基本計画策定業務委託仕様書

第１編　総則

１　業務名

笠間市一般廃棄物処理基本計画策定業務委託

２　業務目的

本市ではこれまで、平成３０年３月に策定し、令和５年３月に中間見直しを行った「笠間市一般廃棄物処理基本計画」（以下「現計画」という。）のもと、ごみの排出抑制や資源化を推進するとともに、ごみ処理体制について段階的に統一を図るなど、一般廃棄物を適正に処理してきた。

一方で、近年の本市ごみ処理行政を取り巻く現状は、環境センターの老朽化対策をはじめとした処理経費の増加、一層のごみ減量化や資源化の推進、更には人口変化を背景とする収集運搬体制の在り方など様々な課題が顕在化している。また、し尿・浄化槽汚泥処理については、新たな広域組合を設立し将来に向けた安定的な処理体制の構築を進めており、今後も着実かつ円滑な事業推進が求められるなど、財源確保も含め将来を見据えた処理体制の構築が必要となっている。

本業務は、現計画の計画期間が令和９年度で満了することから、現計画を評価、検証し、国の廃棄物関連行政の動向や本市の廃棄物行政を取り巻く現状を踏まえ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）第６条第１項の規定に基づく、今後１０年間における「第２次笠間市一般廃棄物処理基本計画」（以下「第２次計画」という。）を策定することを目的とする。

３　履行期間

本業務の履行期間は、契約日の翌日から令和１０年３月１５日までとする。

４　定義

本仕様書において、笠間市を「発注者」、業務の受託事業者を「受注者」という。

５　関係法令等の準拠

受注者は、業務の実施にあたり、契約書及び本仕様書のほか、廃掃法その他この業務に関係する法令、条例、規則、関係通知等に準拠して業務を遂行するものとする。

６　疑義の解釈等

（１）本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議の上、これを定める。

（２）本仕様書に明記のない事項は、発注者、受注者協議の上、これを定める。

（３）上記（１）、（２）の協議については、協議結果を議事録に記録すること。

7　資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集は受注者が行わなければならない。ただし、発注者が所有する本業務の遂行上必要な資料については、発注者が受注者に貸与することができる。この場合において、受注者は借用リストを発注者に提出しなければならない。

また、業務完了とともに速やかに発注者に貸与資料を返却するものとし、資料の複写や目的外での使用を禁止する。

8　技術者の配置

受注者は、業務を遂行するに当たり、必要な知識、技術及び相当な経験を有する技術者を配置し、適正に業務を行わなければならない。配置技術者は、管理技術者及び照査技術者を配置することとし、管理技術者及び照査技術者は、下記の条件を満たす者とする。なお、管理技術者と照査技術者を兼任することはできないものとする。

（1）管理技術者

管理技術者は、業務全般にわたり技術的管理を行うこととし、打合せ、協議に臨場するものとする。また、下記に該当する者を配置するものとする。

ア　技術士法（昭和５８年法律第２５号）に定める技術士で衛生工学部門（廃棄物・資源循環（旧選択科目名である廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理を含む。以下同じ。））又は総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物・資源循環）の登録を受けている者。

イ　平成２８年４月１日から令和８年９月３０日までに、地方公共団体（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）に規定する地方公共団体を構成団体とする一部事務組合及び広域連合を含む）が発注する、一般廃棄物処理基本計画の策定に係る業務（改定に係る業務を含む。以下「同種業務」という。）に、管理技術者として携わった業務実績を１件以上有する者。

（2）照査技術者

照査技術者は、業務の全般にわたり技術上の照査を行うこととする。また、管理技術者と同等の知識及び経験を有し、下記に該当する者を配置するものとする。

ア　技術士法（昭和５８年法律第２５号）に定める技術士で衛生工学部門（廃棄物・資源循環）又は総合技術監理部門（衛生工学－廃棄物・資源循環）の登録を受けている者。

イ　平成２８年４月１日から令和８年９月３０日までに、同種業務に携わった業務実績を１件以上有する者。

（3）管理技術者及び照査技術者については、本業務受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（本業務契約時点で雇用契約が３か月以上経過していること）にある者。

（4）発注者は、業務の執行上、管理技術者及び照査技術者等が不適当であると認めるときは、その理由を明示して受注者に変更を求めることができる。その場合、受注者は速やかに新たな担当者を選出し、書面により発注者に通知すること。

9　提出書類

受注者は契約締結後、次に掲げる書類を速やかに作成し、発注者に提出するとともに、発注者の承認を得るものとする。

なお、受注者は承認された事項を変更しようとするときは、その都度、発注者の承認を得るものとする。

（１）業務工程表

（２）管理技術者及び照査技術者選（改）任通知書及び経歴書

（３）各配置技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが確認できる書類

（４）業務計画書

（５）その他必要な書類

１０　打ち合わせ及び記録

受注者は、業務の着手に当たり、発注者と十分な打合せを行い、また、業務中にも緊密に連絡をとり、積極的に本業務達成に努めるものとする。なお、各打合せに、管理技術者は出席すること。

受注者は、発注者と打合せ若しくは協議を実施したときは、その都度記録書を作成の上、発注者に提出し、発注者、受注者相互に確認するものとする。

１１　守秘及び中立性の義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、発注者の正当な利益を擁護するとともに、受注者のコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

１２　個人情報の取り扱い

（１）本業務のために本市が提供した個人情報について、下記の事項を行ってはならない。

①漏洩、紛失及び改ざんすること。

②本業務以外に使用すること。

③第三者に提供すること。

④複写すること。

（２）個人情報の管理に関し事故等が発生した場合は、速やかに本市に報告しなければならない。

１３　権利の帰属

本業務に基づく成果物及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、発注者に帰属する。したがって、受注者がこれら成果物等を第三者に提供し、又は内容を転載する際は、その都度、発注者の承諾を得なければならない。

１４　関係官公庁との協議

受注者は、発注者の要請があったときは、関係官公庁との協議、打合せ等をはじめ、関係機関等との会議の開催に必要な説明資料等の作成について、誠意をもってこれに当たらなければならない。

１５　国の動向の把握

受注者は、あらゆる機会を通じ、本業務に関連する国の法整備等に関する動向の把握に努めるものとする。

１６　他の計画との整合性

第２次計画の策定に当たっては、国、茨城県及び発注者が策定する他の計画、指針等と整合性を持たせなければならない。

１７　成果品の審査

受注者は、成果物について発注者の審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたものについては訂正するものとする。

また、成果物の納入後であっても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、速やかに発注者が必要と認める訂正、補正その他必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受注者の負担とする。

１８　成果品の納入

受注者は、成果物の審査に合格後、次の成果物を納入するものとする。

（１）第２次笠間市一般廃棄物処理基本計画書（本書）

…１８０頁程度、電子データ一式

（２）第２次笠間市一般廃棄物処理基本計画書（概要版）

…１５頁程度、電子データ一式

（３）資料集

…電子データ一式

１９　業務の完了及び引き渡し

本業務は、定められた項目の業務が完了し、定められた報告書を提出し、検査に合格した時をもって、業務の完了及び引渡しとする。

２０　支払方法

検査を実施し、受注者が合格した場合は、出来高に応じて契約書に定める各年度の支払限度額の範囲において、委託料を支払うものとする。

２１　その他

（１）本業務について、仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受注者が責任をもって対応すること。

（２）受注者は、本業務の目的を達成するために、本業務委託の進捗状況については発注者に適宜連絡し、誠実に業務を実行すること。

（３）受注者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託してはならない。また、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、事前に発注者に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し、その承認を得なければならない。この場合において、受注者は、当該再委託先に対し、再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

第２編　業務内容

第１章　共通の業務内容

業務に当たっては、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成２８年９月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）、「食品ロスの削減に関する基本的な指針」（令和７年３月２５日変更閣議決定）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項の規定に基づく生活排水処理基本計画策定に当たっての指針について」（平成２年１０月８日付衛環２００号）に基づき策定すること。

また、国の循環型社会形成推進基本計画、茨城県廃棄物処理計画及び笠間市循環型社会形成推進地域計画をはじめとした関連計画等との整合を図ること。

さらに、策定に当たっては、廃棄物をめぐる今後の社会情勢や関係する法令及び国の方針等を踏まえ、本市の計画策定の基本的方針及び施策の方向性に基づいて、計画の検討を行うものとする。

なお、第２次計画は、計画の基本的事項、ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画、生活排水処理基本計画及び災害廃棄物処理計画で構成する。

１　計画対象期間

令和１０年度から令和１９年度

２　計画の目標年度

本計画は、令和１０年度を初年度として令和１９年度を目標年度とし、令和１４年度を中間目標年度とする。

３　計画対象区域

笠間市全域

４　計画の位置付け

本計画は、法律や国の方針等を基づくとともに、本市の上位計画となる総合計画や環境基本計画を踏まえ、関係計画と整合性を図り策定し、一般廃棄物の処理に関する本市の最上位計画に位置付けるものとする。

５　計画策定の基本的方針及び施策の方向性

（１）計画策定の基本的方針

本市のごみ処理及び資源化の拠点となる環境センターの整備及び機能強化を軸に、長期展望のもと将来のごみ処理体制を見据えるとともに、循環型社会の形成に資するごみの減量化・再資源化の取り組みを一層推進する。また、時代に即した効果的かつ効率的な収集運搬体制の構築、ごみ処理経費に係る財源確保に向けた取り組みを進め、本市のごみ処理体制の再構築を図るものとする。

更に、し尿・浄化槽汚泥の処理について、一部事務組合及び構成自治体との緊密な連携のもと新処理施設の整備を着実に推進するなど、将来にわたって持続する一般廃棄物処理体制の実

現を目指すものとする。

（２）施策の方向性

①ごみ処理施設の安定稼働の確保

・環境センターの整備及び安定稼働の確保

・資源化施設等の整備（リサイクルの仕組みと連動した施設整備）

・火災防止対策等の強化（監視機能・消化機能等の充実）　　など

②ごみ減量化・資源化の推進

・新分別区分の検討・実証・導入（プラスチック類及び資源化可能な品目の検討）

・リサイクルの仕組みの構築（施設整備と連動した仕組みづくり）

・ごみ減量化・資源化に向けた取り組みの強化（普及啓発・経済的動機付け等）　　など

③収集運搬体制の構築

・新分別区分に対応した収集運搬体制の検討・構築

・効率的な収集運搬体制の検討・構築

（収集時間・収集曜日・収集頻度・収集品目・コストの最適化）　　など

④時代に即した収集体制の構築

・ごみ集積所等の在り方検討

・ごみ収集の在り方検討（ごみ出しに課題を抱える方への支援策の検討等）

・外国人住民に対するごみ出しルールの理解促進　　など

⑤ごみ処理経費に係る財源確保

・ごみ処理に係る収支等の見通し及び現状と課題の整理

・ごみ処理手数料の在り方検討

・最適な収支バランスの確保　　など

⑥し尿・浄化槽汚泥処理体制の確保

・新処理施設整備及び安定稼働の確保

・一部事務組合の解散に向けた検討・協議　　など

６　現計画における事業の評価等

本市が提供するごみ量、ごみ処理経費等の資料に基づき、現計画における各事業の評価及び課題の抽出を行うこと。

７　市民等の意識調査

市民及び事業者のごみの減量・リサイクルに関する意識等を把握するために、ＷＥＢによるアンケートを実施する。本市の広報紙等にアンケートに関する二次元コード等を掲載し、回答を回収する。紙媒体によるアンケートについては、発注者が公共施設等に回収ボックスを設置し回収する。また、事業所への周知等についても発注者が行う。アンケート調査票の設計、調査結果の集計・解析については受注者が行い、調査結果を取りまとめ、課題を整理する。

なお、アンケートは、市民の回答数が４００件程度、事業者の回答数は１００件程度とし、具体的な件数については、契約後に受注者との協議により決定するものとする。

８　計算根拠等の記載

本計画の策定に関わり使用した資料、将来予測及び目標数値等の計算根拠等については、全て明確にし、資料集に記載すること。

９　笠間市一般廃棄物処理計画策定委員会等に係る支援

本計画の策定に関する一般廃棄物処理計画策定委員会及び環境審議会における審議や議会説明資料等について、発注者から指示があった場合は、資料作成等の支援を行うものとする。

なお、一般廃棄物処理計画策定委員会及び環境審議会の開催は、それぞれ４回程度を予定しているが、原則、開催時の出席は求めないものとする。

１０　パブリックコメント等に係る支援

本計画の策定に関して発注者が実施するパブリックコメントについて、概要資料等を作成し、市民等から寄せられた意見を集計・分析するとともに、対応方法に関する助言等の支援を行うものとする。

１１　その他

本計画の策定に当たっては、図表やイラストを活用し、分かりやすいものとなるよう努めるものとする。

第２章　ごみ処理基本計画の策定

ごみ処理基本計画の策定に当たっては、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成２８年９月）に準拠し、本市の計画策定の基本的事項及び施策の方向性を踏まえ検討するものとする。

１　本市の概況の整理

ごみ処理の対象地域の現状把握のために、地理的・地形的特性、気候的特性、人口動態・分布、産業動向、土地利用状況、将来計画（総合計画、その他関連計画）について、本市及びそれを取り巻く現状を次に掲げる項目で整理するものとする。なお、下記（１）～（７）については、本市より原案を提供するものとし、必要に応じて補足等を行うものとする。

（１）本市の位置・地理的特性等
（２）人口動態
（３）産業構造とその動向
（４）土地利用・都市計画
（５）生活環境
（６）財政
（７）本市の総合計画、その他の計画
（８）国及び茨城県における計画、法令整備動向等

２　ごみ処理の現状及び課題の整理

本市におけるごみ処理について、次の事項を整理するとともに現計画の達成状況を評価し、課題について分析する。なお、ごみ処理量等の整理に当たっては、原則として過去５年間の実績を使用すること。

（１）ごみ処理フロー
（２）ごみ処理体制
（３）ごみの種類別発生量及び性状の実績
（４）ごみ処理の実績
（５）ごみの減量、再使用、再生利用、資源化の実績
（６）収集運搬、中間処理、最終処分の実績
（７）ごみ処理経費の実績
（８）ごみ処理施設の状況
（９）現行目標の達成状況及び評価
（１０）課題の抽出

３　ごみ処理行政の動向

国、茨城県、近隣自治体におけるごみ処理行政の動向について整理する。

また、国や茨城県の廃棄物処理に関する基本方針や基本計画、環境保全、都市計画等のごみ処理に関する法令等の整理を行う。

４　ごみ処理基本計画の策定

上記１～３及び「ごみ処理基本計画策定指針」（平成２８年９月）を踏まえ、次の事項を整理したうえで、ごみ処理基本計画として取りまとめる。

（１）基本理念及び基本方針

（２）数値目標（減量目標、再生利用率、最終処分量、１人１日当たりのごみ排出量等）

（３）ごみの発生量及び処理量の見込み

…原則として笠間市が算定している将来人口を用いて、ごみの排出抑制、リサイクルの促進等の施策を踏まえ、ごみ発生量及び処理量の将来推計を行う。

（４）ごみの排出抑制及び資源化のための方策（市民・事業者・行政の役割）

（５）分別して収集するものとしたごみの種類及び分別区分

（６）ごみの適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項

（７）ごみ処理施設の整備に関する事項

（８）ごみ処理経費の見通し及び財源確保に向けた検討

（９）その他ごみの処理に関し必要な事項

（１０）計画の実現スケジュール及び進行管理

第３章　食品ロス削減推進計画の策定

食品ロス削減推進計画の策定に当たっては、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和７年３月）、「食品ロス削減推進計画策定マニュアル」（平成８年４月加筆）及び「茨城県食品ロス削減推進計画に関する事項」（令和８年３月策定）を踏まえ、次に掲げる項目で整理し策定する。

１　基本的事項の整理

食品ロスをめぐる動向・対策の必要性などの背景、国の削減目標・関連計画等を整理する。

２　食品ロスの現況と課題

食品ロスの現況は、ごみ処理基本計画の策定に伴う基礎的事項を踏まえ、環境省の食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書などを活用して把握し、同課題は、ごみ処理の課題とともに抽出して整理する。

３　食品ロスの削減目標

食品ロスの削減目標は、ごみ処理基本計画の策定に伴う基本方針や食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針等を踏まえ、食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書等をもとに分析する。

４　削減目標達成のための基本方針と施策

ごみ処理基本計画との整合を考慮する。

５　食品ロス削減推進計画の策定

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和７年３月）、「食品ロス削減推進計画策定マニュアル」（令和８年４月）及び「茨城県食品ロス削減推進計画に関する事項」（令和８年３月）を踏まえ、上記１～４の事項を整理したうえで、食品ロス削減推進計画として取りまとめる。

第４章　生活排水処理基本計画の策定

生活排水処理基本計画の策定に当たっては、環境省通知（平成２年１０月８日付衛環第２００号）の「生活排水処理基本計画策定指針」に準拠し、本市の計画策定の基本的事項、施策の方向性及び本市の現状を踏まえるとともに、下水道計画や合併浄化槽の設置に関する施策などと整合性を図った計画を検討するものとする。

１　本市の現状

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、笠間地区は「筑北環境衛生組合（笠間市・桜川市）」で処理し、友部・岩間地区は「茨城地方広域環境事務組合（水戸市・笠間市・小美玉市・茨城町）」で処理している。両施設ともに老朽化が進行する中、本市のし尿処理について茨城地方広域環境事務組合に集約するとの方針を決定するとともに、令和６年４月に本市と茨城町で構成する新たなし尿処理に関する一部事務組合「茨城県央環境衛生組合」を設立した。

令和８年３月には、２市町全域を計画対象区域とした「新処理施設整備計画（基本計画）」が策定され、令和１２年度中の稼働開始を目標にさらに検討が進められており、し尿及び浄化槽汚泥の処理については、将来の処理体制について一定の方向性が示されている。

２　本市の概況の整理

生活排水処理の対象地域の現状把握のために、地理的・地形的特性、気候的特性、人口動態・分布、産業動向、土地利用状況、将来計画（総合計画、その他関連計画）について、本市及びそれを取り巻く現状を次に掲げる項目で整理するものとする。

（１）処理形態別人口と排出量及び処理量
（２）生活排水処理施設の整備概況
（３）水環境、水質保全に関する状況

３　生活排水処理の現状と課題

本市における生活排水処理について、次の事項を整理するとともに現計画の達成状況を評価し、課題について分析する。なお、生活排水処理量等の整理に当たっては、原則として過去５年間の実績を使用すること。

（１）生活排水処理フロー
（２）生活排水処理体制
（３）生活排水の種類別収集量・処理量
（４）生活排水処理経費の実績
（５）し尿処理施設の状況
（６）現行目標の達成状況及び評価
（７）課題の抽出

４　生活排水の排出量と処理量の予測

（１）処理形態別人口の予測

（２）し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測

５　生活排水処理行政の動向

国、茨城県、近隣自治体における生活排水処理行政の動向について整理する。

また、国や茨城県の生活排水処理に関する基本方針や基本計画、環境保全、都市計画等の生活排水処理に関する法令等の整理を行う。

更に、関連する「茨城県央環境衛生組合　新処理施設整備基本計画」（令和８年３月策定）を考慮する。

６　生活排水処理基本計画の策定

上記１～５及び「生活排水処理基本計画策定指針」を踏まえ、次の事項を整理したうえで、生活排水処理計画として取りまとめる。

（１）基本理念及び基本方針
（２）数値目標
（３）処理形態別生活排水処理人口及び処理量の見込み
（４）収集・運搬計画
（５）中間処理計画（し尿処理計画）
（６）最終処分計画
（７）計画の実現スケジュール及び進行管理

第５章　災害廃棄物処理計画の改訂に伴う基本的事項の整理

本市では、災害により発生した災害廃棄物による生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することを目的として、「笠間市災害廃棄物処理計画」を令和２年６月に策定している。

本業務は、環境省の「災害廃棄物対策指針」（令和３０年３月）及び「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」（令和５年４月）を踏まえ、「茨城県災害廃棄物処理計画」（平成２９年２月）及び「笠間市地域防災計画」（令和５年３月）との整合を図りつつ、計画の基本的事項の見直しを検討し、笠間市災害廃棄物処理計画の改訂を支援するとともに、第２次計画に反映させるものとする。

１　検討事項

本業務で検討する主要項目は、下記のとおりとする。

（１）対象とする災害
（２）災害の被害想定
（３）対象とする災害廃棄物
（４）被害想定に基づく災害廃棄物発生量の推計

２　第２次計画への反映

上記１の事項を整理したうえで、災害廃棄物処理計画として取りまとめる。

なお、廃掃法の改正により、一般廃棄物処理基本計画において災害廃棄物の処理に関する計画も策定することとされたが、個別に災害廃棄物処理計画を策定している場合は、今般の法規定事項を満たすものとし、個別に計画を策定している旨を付記することとされていることから、第２次計画における災害廃棄物処理計画の内容は、下記の基本的事項及び個別策定の付記とする。

（１）災害廃棄物処理計画の目的
（２）対象とする災害
（３）災害の被害想定
（４）対象とする災害廃棄物

【想定スケジュール】

時期	区分	内容
令和 8 年 11 月下旬	第 1 回笠間市環境審議会【諮問】	一般廃棄物処理基本計画策定方針
令和 9 年 1 月下旬	（契約）	
5 月上旬	一般廃棄物処理計画策定委員会	基礎調査結果･骨子（案）について
5 月中旬	庁議	
5 月下旬	全員協議会	
5 月下旬	第 2 回笠間市環境審議会	
8 月上旬	一般廃棄物処理計画策定委員会	基本計画（素案）について
8 月中旬	庁議	
8 月下旬	第 3 回笠間市環境審議会	
11 月上旬	一般廃棄物処理計画策定委員会	基本計画（原案）について
11 月中旬	庁議	
11 月下旬	全員協議会	
11 月下旬	第 4 回笠間市環境審議会	
12 月上旬～下旬	パブリックコメント	基本計画（原案）について
令和 10 年 1 月上旬	一般廃棄物処理計画策定委員会	基本計画（案）について
1 月中旬	庁議	
1 月下旬	全員協議会	
1 月下旬	第 5 回笠間市環境審議会【答申】	
2 月中旬	庁議	基本計画（案）について
3 月中旬		基本計画の決定

＜問合せ先＞
茨城県笠間市中央三丁目 2 番 1 号
笠間市環境推進部資源循環課
資源循環推進室　川末、山田
TEL：0296 - 77-1101（内線 128）
FAX：0296 - 77-1146
Email：shigen@city.kasama.lg.jp